

調査票を記入する前に、必ずお読みください。

# 科学技術研究調査

## 調査票記入上の注意

(企業A・B用)

総務省統計局

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査の対象となった企業には報告の義務が定められています。秘密の保護には万全を期しており、また、課税の資料などに使われることは決してありませんので、ありのままを記入してください。なお、報告義務違反には罰則もあります。

調査票の記入に当たりましては、この「調査票記入上の注意」を参照の上、必要な事項を記入し平成24年7月15日までにご返送ください。

なお、現在は、事業活動をしていない場合や、合併などにより法人が消滅している場合には、ご連絡ください。その際には、調査票の「名称・所在地」欄内の左下に記載されているコード番号も併せてお知らせください。調査票を返送いただくことによりご連絡いただく場合には、調査票末尾の備考欄に、合併の場合には合併日、相手先法人の名称等を、その他の場合には理由を記入してご返送ください。

※コード番号の例 

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

### ○調査の単位

この調査は法人を単位に行っています。このため、連結決算を行っている法人であっても、**法人単体を記入してください**。また、貴法人が平成23年4月1日から24年3月31日の間に貴法人を存続法人とする合併を行っている場合は、当該合併された法人分を含めて記入してください。この場合は、研究実施の有無に関わらず、合併の日付、当該合併された法人の旧名称、所在地を調査票最終面の備考欄に記入してください。

### ○名称・所在地の訂正

名称・所在地の変更があった場合には、研究実施の有無に関わらず、調査票1面の「名称・所在地」の記載内容を訂正してください。

### ○提出期限

**平成24年7月15日までにインターネット又は郵送によりご回答ください。**

記入の済んだ調査票は、返信用封筒に入れて投函してください。切手は不要です。

調査票と調査票の控え（1面の左上に「控」の記入があります。）が入っています。調査票をご提出いただいた後に、結果の集計を行う独立行政法人統計センターから記入内容について確認の電話をさせていただきますので、**本年中は控えをお手元に保管しておいていただくよう、お願いいたします。**

調査票は機械処理を行いますので、折り目以外では折らないようにしてください。

**研究開発をしていない場合でも、3面〔3〕（研究実施の有無）までは記入が必要です。**

## 記入の進め方（企業A・B用）

※ ここから該当する矢印に添って進んでください。

記入上の注意掲載ページ

文書『科学技術研究調査のあらまし』をお読みください。

① 現在は事業活動をしておらず記入ができない場合

② 合併などにより法人が消滅している場合

左の①②のいずれにも該当しない場合

名称・所在地等の確認 . . . . . 4ページ

〔1〕 企業の現況 . . . . . 7ページ

〔2〕 国際技術交流の有無 . . . . . 8ページ

「あり」、「なし」いずれの場合も、次に進んでください。

〔3〕 研究実施の有無 . . . . . 10ページ

カッコ書に該当しない

選択肢1の場合

カッコ書に該当

〔4〕 研究関係従業者数 . . . 10ページ  
 〔5〕 採用・転入研究者数 . . . 13ページ  
 〔6〕 転出研究者数 . . . . . 13ページ  
 〔7〕 研究者の専門別内訳 . . . 14ページ

選択肢2の場合

選択肢3の場合

〔8〕 社内で使用した研究費 . . . . . 16ページ

〔9〕 理学、工学、農学、保健の性格別研究費 . . . 20ページ

科学技術研究調査お問い合わせセンターに、ご連絡ください。

企業Aの場合

企業Bの場合

〔10〕 製品・サービス分野別研究費 . . . . . 22ページ  
 〔11〕 特定目的別研究費 . . . . . 25ページ

企業A〔12〕又は企業B〔10〕社外から受け入れた研究費 . . . . . 30ページ

企業A〔13〕又は企業B〔11〕社外へ支出した研究費 . . . . . 31ページ

備考欄の記入、記入漏れの確認、控えの作成、調査票の返送

## 全般的な注意事項

- ・ 数値の記入に当たっては、単位未満は四捨五入してください。  
ただし、資本金については、切り捨てにしてください。
- ・ 該当数値があるものの、四捨五入の結果「0」となった場合は、「0」と記入してください。
- ・ 該当金額がない場合は、「0」は記入せず、空欄のままにしてください。
- ・ マイナスの値を記入する場合は、数値の前に「-」を付けてください。
- ・ 金額については、消費税や各種手数料を含めた金額を右つめで記入してください。
- ・ 昨年の調査で報告された数値と今回の数値とが大きく変動しているような場合には、調査票の備考欄にその要因等を記入してください。

# 調査票第1面

ア この調査は平成24年3月31日現在で行います。

秘

基幹統計調査

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

## 平成 年科学技術研究調査

調査票甲(企業A)

平成 年3月31日現在

総務省統計局

記入の仕方

- 記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消して書き直してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
- 答えを数字で記入する欄は、□の枠内に1文字ずつ右につめて例のように記入してください。
- 答えを文字で記入する欄は、□の枠内に1文字ずつ左につめて例のように記入してください。

イ 代表者の職名、氏名を記入してください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9

<文字の記入例>

ギリシャ  
キリヤ

ウ 調査票を記入している方の所属、氏名を記入してください。

名称  
所在地

162-8668  
東京都新宿区若松町19-1  
若松電気(株)総務部  
総務課長 殿  
1 1101

代表者  
職名 代表取締役  
氏名 統計 太郎  
記入者  
部課名 総務部 総務課  
氏名 科学 学  
電話  
市外局番 局番 番号 内線  
03 - 5273 - 1169 ( )

エ 調査票を記入している方の電話番号を記入してください。

オ 記載内容に変更等がある場合は、お手数ですが訂正してください。

## 用語の定義

### ○「研究」について

この調査における研究とは、事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。

いわゆる学術的な研究のみならず製品開発、既存製品の改良及び生産・製造工程の開発や改良に関する活動も研究となります。ただし、営業や管理を目的とした活動は、社内で研究と呼ばれていても、この調査でいう研究には当たりません。

なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象としています。

#### (例)

##### 金融業における研究活動の例

- リスク評価のための「金融数学」や「金融工学」に関する研究
- 顧客の口座運用方法の調査手法の開発
- 「ホームバンキング」のための新たなアプリケーションソフトウェアの開発

##### 保険業における研究活動の例

- 保険・金融に関する新たな数学的手法の開発
- 顧客データの新たな評価手法の開発
- 様々な損害状況に応じた適切なリスク因子決定のための調査

※ ソフトウェア開発については、19 ページに詳細な説明がありますので、参考にしてください。

#### 研究とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化、改良（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く。）
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

#### 研究としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

（次ページに続く。）

## ○「研究関係業務」について

この調査は、研究関係業務について人数、費用などを調査します。この調査でいう「研究関係業務」とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計の事務など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務をいいます。（下記の例を参考にしてください。）

### 研究関係業務とするもの（例）

- ・ 研究に必要な思索・考案，情報・資料の収集・試作・実験・検査・分析・報告及び研究の実施に必要な機械・器具・装置などの工作，動植物の育成，文献調査などの活動
- ・ パイロットプラント，プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験（他法人から試作品の設計図を受け取り，その製作のみを請け負う業務は研究関係業務に含まれません。）
- ・ 新製品の開発，既存製品の改良等
- ・ 研究に関する庶務・会計などの業務
- ・ 研究の受委託に関する事務

### 研究関係業務としないもの（例）

- ・ 生産の円滑化を図るための生産工程を常時チェックする活動，製品・半製品・生産物の品質管理に関する活動及び経常的な土壌・大気等の検査・試験・測定・分析活動
- ・ パイロットプラント，プロトタイプモデルなどによる試験研究の域を脱して，経済的生産のための機器設備などの設計
- ・ 一般的な地形図の作成，あるいは，地下資源を探すための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測などの一般的データ収集
- ・ 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- ・ 一般従業員の研修・訓練などの業務
- ・ 営業活動を目的とした調査，分析など
- ・ 他社から受託した事業として行う市場調査，技術サービス（保守・管理等），販売分析など
- ・ 貴金属，衣料品等のデザイン関係

## 〔1〕企業の現況

**この設問は、研究開発の有無に関わらず、必ず記入してください。**

- (1) 「〔1〕企業の現況」は、連結決算を行っている法人であっても、法人単体分を記入してください。
- (2) 資本金は、平成24年3月31日現在で記入してください。  
※ 単位未満は切り捨てにしてください。
- (3) 総売上高、営業利益高は、平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分を記入してください。例えば6月末決算の法人は、平成23年6月決算の結果を記入してください。  
※ 単位未満は四捨五入してください。

### ア 企業の事業の種類

貴法人の主要な事業を、会社案内などに掲載されている一般的な対外呼称で記入してください。

## 【1】企業の現況を記入してください

企業の事業の種類 (年度)	生産品又は営業種目を売上実績の多いものから順に記入してください		
001 通信機械器具製造業	002 家庭用テレビ	003 ラジオ	004

従業員総数 (3月31日現在)
005 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万百万円 : : : : 62

資本金 (3月31日現在)
006 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万百万円 : : : : : : 10

総売上高 (年度)
007 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万百万円 : : : : : 488

営業利益高 (年度)
008 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万百万円 : : : : : -18

マイナスの場合、「△」は「0」に誤認する恐れがあるため、「-」と記入してください。

### イ 従業員総数

平成24年3月31日現在の研究関係従業員のみならず、本社・支社・工場・研究所など法人全体の従業員をいいます。ここには有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で1か月以上にわたって雇用されている者はすべて含めてください。

※ 3月31日付退職者や他法人へ派遣している者（人材派遣会社においては、登録のみで実際に派遣していない者は除く。）も含めてください。逆に他法人から派遣されている者は含めなくてください。

### ウ 総売上高

製品又は商品、半製品、副産物、その他の棚卸品の総売上高、加工料収入、役務提供による営業収入の総額をいいます。売上高、完成工事高その他これらに準ずる収入の総額を記入してください。なお、金融・保険業では記入は不要です。

### エ 営業利益高

総売上高から売上原価、一般管理費及び販売費を除いた額をいいます。欠損の場合は「-」を付けて記入してください。なお、金融・保険業は、記入不要です。

## 調査票第2面

### 〔2〕国際技術交流の有無

**この設問は、研究開発の有無に関わらず、必ず記入してください。**

- (1) 平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に国際技術交流における金額（ロイヤリティなど）の受け払いがあった場合は「あり」を、ない場合は「なし」をぬりつぶしてください。

#### 「国際技術交流」について

国際技術交流とは、外国との間における技術の提供又は受入をいい、具体的には次のような事項に係る契約をいいます。技術貿易ともいわれます。

- (1) 特許権（パテント）、実用新案権、著作権
- (2) 意匠権（ただし、ファッション関係のデザインに係るものは除く。）
- (3) 科学技術上のノウハウの提供や技術指導（無償提供を除く。）
- (4) 開発途上国に対する技術援助（政府からの委託によるものを含む。）

※商標権は除きます。

※これらを取得するための手数料などは除きます。

- (2) 受け払いがあった場合はその金額を相手先企業の国籍別に記入してください。また、そのうち、親会社、子会社間の貿易額を、「うち親会社」欄に記入してください。

#### 親会社、子会社とは

- ・親会社とは、他の会社が貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。
- ・子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社又は貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。

- (3) 国籍名はカタカナで左つめで入るところまで記入してください。
- (4) 金額は消費税を含めて右つめで記入してください。
- (5) 平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に契約は成立しているが、対価の受け払いがその期間内に行われなかったものは、本年調査票では記入の対象とはなりません。
- (6) クロスライセンス契約については、その精算差額ではなく、対象となるライセンスの評価額を輸出と輸入それぞれに記入してください。
- (7) 政府関係機関（独立行政法人国際協力機構など）からの委託による発展途上国に対する技術援助は、その委託料を技術輸出（受取額）として記入してください。

(8) 海外子会社・工場などを設立・建設するために社員を派遣しているような場合、その派遣費用を相手方が負担していても技術輸出（技術指導）とはしません。ただし、技術を供与する旨の契約があり、派遣費用に加えて技術指導料相当分が支払われている場合は、その技術指導料相当分に限り技術輸出となります。

【2】国際技術交流の有無を記入してください

○「国際技術交流とは、外国との間においてパテント、ノウハウや技術指導などの技術の提供、受け入れをした場合をいいます。」

009    あり    なし  
        『あり』の場合は下欄も記入してください

	相手先企業の国籍名	金 額							うち親子会社														
		010	合	計	011	千	百	十	億	千	万	十	万	012	千	百	十	億	千	万	十	万	
	(国籍名はワク中に1字ずつカナ文字で記入してください)																						
技 術 輸 出	アメリカ																						
	イギリス																						
	チュウゴク																						

	相手先企業の国籍名	金 額							うち親子会社														
		013	合	計	014	千	百	十	億	千	万	十	万	015	千	百	十	億	千	万	十	万	
	(国籍名はワク中に1字ずつカナ文字で記入してください)																						
技 術 輸 入																							

ア 金額は消費税を含めて右つめで記入してください。

イ 国籍名はカタカナで左つめで入るところまで記入してください。

※ 記入欄が不足する場合は、調査票をコピーして記入してください。

## 調査票第3面

### [3] 研究実施の有無

この設問は、研究開発の有無に関わらず、必ず記入してください。

#### [3] 研究実施の有無を記入してください

- この調査における「研究」とは、事物、機能、現象などについて新知識を得るために、又は既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力および探求をいいます。
- 特に会社の場合には、いわゆる研究のみならず、製品および生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究となります。

016	1 社内で研究を実施している (社内で研究を実施してなくても、貴社が給与等を支給して社外で研究関係業務を行っている出向者がいる場合を含みます。この場合は【8】から【13】まで記入してください)	● → 【4】から【13】まで
	2 社内で研究を実施していないが 社外に研究費を支出している	○ → 【12】 【13】
	3 研究を実施していない	○ → 終了です

- 社内で研究を実施している場合には、所属の研究所、研究部、課、室名などを記入してください。

第一研究開発部(液晶技術) 第二研究開発部(デジタルテレビカメラ)  
第三研究開発部(通信システム) 産山中央研究所(液晶素子・信号  
化 検 行 など)

### [4] 研究関係従業者数

「研究関係従業者」について

「研究関係従業者」とは、「研究関係業務とするもの」(6ページの説明を参照)に従事している者をいいます。

- (1) 平成24年3月31日現在の研究関係従業者数について記入してください。(3月31日付の退職者も含めます。)
- (2) 研究関係従業者には、(ア)貴法人の従業者(他法人へ出向※させている者を除く。)のほか、(イ)貴法人が受け入れている労働者派遣法に基づく派遣労働者、(ウ)貴法人が受け入れている出向※者を含みます。  
※ 出向とは、ある者が自己の使用者を離れて第三者の下で就労すること(請負、委任を除きます。)をいいます。  
(注)ここでは【1】企業の現況で記入した従業者総数とは違い、他法人から派遣されている者が含まれ、他法人へ派遣している者は含まれないのでご注意ください。
- (3) 一般に研究所、研究部、研究室など研究専門の部署の職員は、すべて研究関係従業者となります。
- (4) 研究関係従業者の区分については、下表の基準に従ってください。(右のページに続きます。)

研究関係従業者の区分	
①研究者	大学(短期大学を除く。)の課程を修了した者、又はこれと同等以上の専門的知識を有する者(学歴を問わない。)で、特定のテーマをもって研究を行っている者をいいます。
主に研究に従事する者	業務のうち研究関係業務に従事した時間が主である者をいいます。
研究を兼務する者	業務のうち研究関係業務に従事した時間が主でない者をいいます。

②研究補助者	研究者の指示に従い資料収集，検査・測定，試験，記録，経常的観測作業などに従事して，研究者を補助する者をいいます。
③技能者	研究活動に対して専門的な技術サービスを提供することを職務とする者をいいます。検査・測定専門の技師，無菌動物の飼育に従事する者，試験用材料の作成・加工に従事する者などが該当します。
④研究事務その他の関係者	庶務，経理，福利厚生など，研究組織・施設を運用するために必要な関係者すべてをいい， <u>運転や清掃，警備などの間接サービスを行う人は除きます</u> 。 また，特に専門的な能力を要しない研究関係業務（例えば試験用農場の手入れなど）に従事する労務者もここに含まれます。
研究者のうち博士号取得者	「①研究者」欄に記入した者のうち，博士号を取得している者の数を記入してください。この欄には，あん分した値ではなく実数を記入してください。

(5) 記入の範囲及び区分方法の具体例

ア 研究部門の管理者

研究者としての経験のある研究関係部門の管理者（研究所長など）は「研究者」に含め，研究者としての経験がない管理者は「研究事務その他の関係者」とします。

イ ソフトウェア開発者については，下記を参考に記入してください。

研究者：システム設計，プログラム構造定義など，製品又はその一部を考案・設計する立場の者

研究補助者：研究者の設計に従い，コーディング作業のみを行う者

研究事務その他の関係者：製品開発に必要なデータエントリー作業に従事する者

なお，法人内の製品開発とは関係のない，受託業務として行われるデータエントリー作業に従事する者は，「研究関係従業者」には含めません。

ウ 人材派遣

労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されて研究関係業務に従事している者は，すべて記入してください。

エ 技術研究組合の研究関係従業者

技術研究組合の業務を主としている研究関係従業者は，その勤務の態様に関わらず，すべて除いてください。（技術研究組合も当調査の対象となっているため，二重計上を防ぐための措置です。）

（記入欄に記入する値の計算方法を，次のページに掲載しています。）

(6) 研究関係従業者数の記入方法

ア 平成 24 年 3 月 31 日現在の研究関係従業者数について、「実数」と「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」を記入してください。また、女性の研究関係従業者数についても「実数」で記入してください。

イ 「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」の記入に当たって、研究関係業務に従事した時間が個人単位で把握できない場合は、組織の単位ごとの見積りにより計算してください。あん分比率が実数に対して 100%の場合も実数と同じ値を必ず記入してください。

ウ 週の特定期勤務の者、短時間勤務の者の「実際に研究関係業務に従事した割合」について  
 例えば、週5日の勤務を通常の勤務形態とする法人で、一日の全てを研究に費やす研究者が週4日勤務する場合は、「主に研究に従事する者」としてください。週3日勤務する場合は、「研究を兼務する者」として、3日÷5日 = 0.6をその者の割合としてください。

【4】研究関係従業者数（3月31日現在）を記入してください

○ 研究関係業務に従事している社外からの出向者も記入の対象としてください。

	実数 ⑤		実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値⑤
	男	うち女性	
総数 〔018, 021~023 の計〕 〔025, 028~030 の計〕	017 * * * * * 28	024 * * * * * 8	_____
研究者 ①	018 * * * * * 23	025 * * * * * 6	_____
	主に研究に従事する者 019 * * * * * 13	026 * * * * * 4	_____
	研究を兼務する者 020 * * * * * 10	027 * * * * * 2	031 * * * * * 6
研究補助者 ②	021 * * * * * _____	028 * * * * * _____	032 * * * * * _____
技能者 ③	022 * * * * * 2	029 * * * * * _____	033 * * * * * 1
研究事務その他の関係者 ④	023 * * * * * 3	030 * * * * * 2	034 * * * * * 0
研究者のうち博士号取得者	035 * * * * * 3		

業務のうち研究関係業務に従事した時間の割合に相当する人数を記入します。  
 例えば、研究者が 10 人いて、実際に研究業務に従事した時間の割合が各者とも 6 割の場合は、 $10 \text{人} \times 0.6 = 6 \text{人}$ と記入します。  
 技能者が 2 人いて、実際に研究関係業務に従事した時間の割合をみると、1 人が 6 割で、他の 1 人が 4 割の場合は、 $(1 \text{人} \times 0.6) + (1 \text{人} \times 0.4) = 1 \text{人}$ と記入します。  
 研究事務その他の関係者が 3 人いて、実際に研究関係業務に従事した時間をみると、1 人が 2 割で、他の 2 人が 1 割の場合は、 $(1 \text{人} \times 0.2) + (2 \text{人} \times 0.1) = 0.4 \approx 0 \text{人}$ と記入します。  
 ※四捨五入した数値が 0 になった場合は 0 を記入します。

## 調査票第4面

### 〔5〕採用・転入研究者数

平成23年4月1日から24年3月31日の間に、貴法人に採用された者又は転入した者で、研究者要件を満たす者の転入前の勤務先を、32～33ページの「組織分類表」区分に従って記入してください。

- (1) 出向は含みます。出向の定義は10ページの「〔4〕研究関係従業者数(2)※」に同じです。
- (2) 法人内の異動は含みません。
- (3) 合併、分割、統合による増減は含みません。

ア 「新規採用者」とは、いわゆる新卒採用者をいいます。最終学歴修了後、アルバイトやパートタイムの勤務、大学や研究機関の臨時職員としての雇用などの経験のみの者もここに区分してください。

#### 〔5〕採用・転入研究者数を記入してください

採用・転入研究者合計 (037, 038, 040～043の計)		036	万	千	百	十	一	人
		●	●	●	●	●	●	5
新規採用者		037	●	●	●	●	●	●
転入者	会社	038	●	●	●	●	●	3
	うち親子公司	039	●	●	●	●	●	1
	非営利団体	040	●	●	●	●	●	●
	公的機関	041	●	●	●	●	●	●
	大学等	042	●	●	●	●	●	●
	その他	043	●	●	●	●	●	2

イ 「転入者」とは、新規採用者を除く者をいいます。

- a 「会社」（「うち親子公司」を含む。）、「非営利団体」、「公的機関」、「大学等」は、国内の組織をいいます。
- b 「非営利団体」には、医療法人等も含まれます。詳しくは、33ページをご覧ください。
- c 「公的機関」とは、32～33ページ「組織分類表」の「公的機関」のうち、「③国・公立大学」を除く組織をいいます。
- d 「その他」とは、外国の組織から転入した者のほか、自営業の者、無職の者をいいます。ただし、1年以内に前職がある場合には、その前職に従って区分してください。

### 〔6〕転出研究者数

「〔5〕採用・転入研究者数」と同様の要領で、「〔6〕転出研究者数」を記入してください。なお、退職者（3月31日付の者も含む。）も「転出研究者数」に含めてください。

※ 3月31日付退職者は〔1〕の「従業者総数」、〔4〕の「研究関係従業者数」にも含めます。

# 調査票第4面

## 〔7〕研究者の専門別内訳

「〔4〕研究関係従業者数」で記入した研究者を、その専門的知識別に分類して記入してください。専門的知識による分類が困難な場合には、最終学歴を参考にして記入してください。ただし、就職後学歴とは異なる業務に従事している場合には、学歴で判断せず、現在の業務内容を優先させて判断してください。例えば、経済学部を卒業後ソフトウェア会社に就職し、プログラマーとして勤めている従業員は、「人文・社会科学部門」ではなく、「理学」の「情報科学」の専門としてください。専門分野については、本ページの下段からの「研究者専門別内訳の内容例示」を参考にしてください。

「合計」(符号 046) が、「〔4〕研究関係従業者数」の「研究者」(符号 018) と同じ人数になりますので、注意してください。同様に、「うち女性」の合計(符号 067) も「うち女性」の研究者(符号 025) と同じ人数になります。

〔7〕研

合 計		総 数		うち女性	
〔047～066 の計〕 〔068～087 の計〕		046	万 千 百 十 一 人	067	千 百 十 一 人
			23		6
自然 科学 部 門	数学・物理	047	2	068	1
	情報学	048		069	
	化学	049		070	
	生物	050		071	
	地学	051		072	
	その他	052		073	
	機械・船舶・航空	053	4	074	
	電気・通信	054	15	075	3
	土木・建築	055		076	
	材 料	056		077	
		自然科学部門(続き)		工学(続き)	
		057	織 維	078	
		058	その他	079	1
		059	農 林	080	
		060	獣医・畜産	081	
		061	水 産	082	
		062	その他	083	
		063	医学・歯学	084	
		064	保 健	085	
		065	その他	086	
		066	人文・社会科学部門	087	1

「専門別内訳」では、「〔4〕研究関係従業者」の「研究者」数(018及び025)の内訳を専門的知識別に記入してください。

研究者専門別内訳の内容例示 (右のページに続きます。)

部門別	区 分	内 容 例 示
人文・社会科学部門	人文学	文学, 文芸学, 言語学, 外国文学, 児童文学など
	社会科学	史学, 地理学, 哲学, 宗教学, 心理学, 人文学, 文化学, 図書館学, 文化人類学, 人間関係学, 行動科学など
	社会科学	商学・経済学, 商学, 経済学, 経営学, 会計学, 流通学, 金融学, 産業学, 経営工学, 経営情報学, 経済情報学, 経営システム学など
	社会科学	社会学, 新聞学, 広報学, 社会福祉学, 介護福祉学, 観光学など
	その他	法学, 政治学, 行政学, 国際関係学, 政策科学など

部門別	区 分	内 容 例 示	
自 然 科 学 部 門	数学・物理	数学, 数理学, 情報数理学, 計算科学, 物理学, 物性学, 天文学, 宇宙物理学など	
	理 学	情報科学, 計算機科学, ソフトウェア学, ソフトウェア工学など	
	化 学	化学, 基礎化学, 高分子学, 生物応用化学など	
	生 物	生物学, 生化学, 動物学, 植物学, 生物科学, 生物資源学, 生命科学など	
	地 学	地質学, 鉱物学, 地球科学, 地理学など	
	そ の 他	海洋科学, 経営理学, 物質理学など	
	機 械 ・ 船 舶 ・ 航 空	機械工学, 精密機械工学, 交通機械工学, 生産工学, 機械情報工学, 機械電子工学, 機械制御工学, ロボティクス学, 船舶工学, 航空宇宙工学など	
	電 気 ・ 通 信	電気工学, 通信工学, 電子工学, 電子材料工学, 電子物理工学, 情報処理工学, 情報システム工学, 電子制御システム工学, メディア通信工学, 情報ネットワーク学, 光システム工学など <u>※ソフトウェア学やソフトウェア工学等のソフトウェア開発に関する分野は、「理学」の「情報科学」に記入してください。</u>	
	工 学	土木・建築	土木工学, 建築工学, 交通工学, 都市工学, 都市システム工学, 建設都市工学, 環境建設学, 環境デザイン工学, 環境計画学など
	材 料	鉱山学, 資源工学, 鉱山土木学, 金属工学, 金属材料学, 機械材料工学, 材料機能工学, 材料加工学, 材料工学, 素材工学, 材料プロセス工学など	
	織 維	繊維工学, 繊維化学, 繊維染料学, 繊維機械学, 有機材料工学, 高分子材料工学など	
	そ の 他	応用化学, 応用物理学, 写真工学, 印刷工学, 画像工学, 音響設計学, 原子力工学, エネルギー工学, 経営工学, システムマネジメント工学, 社会システム工学, 福祉環境工学, 環境設計学, 工芸学, 工業デザイン学など	
	農 学	農 林	農学, 園芸学, 農業生物学, 経営農学, 農業生産学, 植物防疫学, 環境緑地学, 林学, 森林科学, 植物資源学など
	獣 医 ・ 畜 産	獣医学, 畜産学, 酪農学, 畜産経営学, 畜産食品工学, 動物資源科学など	
	水 産	水産学, 漁業学, 増殖学, 水産養殖学, 栽培漁業学, 水産化学, 水産食品学, 海洋生物資源学など	
	そ の 他	農芸化学, 園芸化学, 醸造学, 食品化学, 食品栄養学, 農業工学, 農業土木学, 生産環境学, 環境保護学, 環境資源科学, 農林生産学, 農業経済学, 食品流通学など	
	保 健	医学・歯学	医学, 歯学
	薬 学	薬学, 薬剤学, 衛生薬学, 製薬学など	
	そ の 他	看護学, 保健衛生学, 医療工学, 臨床検査技術学, 理学療法学, 臨床心理学, 栄養学, 医療経営管理学など	

## 調査票第5面

### 〔8〕社内で使用した研究費

#### 「研究費」について

この調査における「研究費」とは、「研究関係業務」を行うために支出されたあらゆる経費をいい、具体的には以下のような経費です。

- (1) 研究関係業務に従事する者（出向者を含む。）に対する給与，社会保険料，福利厚生費等の人件費
- (2) 研究用消耗品を購入した原材料費
- (3) 研究施設，研究用装置などの有形固定資産の取得費用
- (4) 研究のためのコンピュータなどのリース契約に基づき支払ったリース料
- (5) 賃借料，火災保険料，光熱水道費，印刷・図書費など，その他の経費

なお，記入に当たっては，企業会計原則（発生主義）とは異なることにご留意ください。

- (1) 平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分の支出について記入してください。例えば6月末決算の場合は，平成23年6月末期（22年7月～23年6月）について記入してください。
- (2) 人件費，原材料費，リース料及びその他の経費については，決算日末に未払い分が残っていれば，その分を含めて記入してください。  
購入した有形固定資産の支払い方法が割賦などの場合は，平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に支払った額ではなく，購入価格の合計を記入してください。
- (3) 試作品の売上をマイナス計上しないでください。

総額 (087～089, 093, 094の計)	088	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	万	円
	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費①	2	2	6	8	8								
原材料費②	1	9	1	2	7								
有形固定資産の 購入費③	6	1	0	0									
土地・建物など	6	3	0										
機械・器具・装置 など	4	9	4	0									
その他の有形固 定資産	5	3	0										
リース料④	1	8	5										
その他の経費⑤	2	2	9	0	0								
有形固定資産の 減価償却費⑥	5	0	1	7									

#### ※ 組合員企業が行う，技術研究組合の研究プロジェクトについて

技術研究組合の研究活動においては，その実際の研究には，組合員企業が当たる場合があります。この研究に対して，企業が組合から費用の弁償を受ける場合がありますが，その費用弁償額を「〔8〕社内で使用した研究費」の原材料費など各項目から差し引いてください。

これは，その費用弁償額を技術研究組合において「内部で使用した研究費」として記入するため，組合員企業でも研究費として記入してしまうと，調査上，二重計算となってしまうためです。

### ①人件費

ア 給与、賞与、各種手当、退職金、福利厚生費、社会保険料の雇用主負担分など、研究関係従業者を雇用するために必要な経費全般をいいます。(退職給与引当金は除きます。)

なお、運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の経費は「その他の経費」に含めてください。

イ 労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されている者にかかる費用は、人件費として記入します。

ウ 人件費は、「〔4〕研究関係従業者数」の「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」を求める際に乗じた割合を用いて計算のうえ、記入してください。

#### 【記入例】

「〔4〕研究関係従業者数」において「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」2名を、5名 × 0.4 (4割) = 2 により求めた場合、当該5名分の人件費総額が2500万円であれば、次の額となります。

$$2500 \text{ 万円} \times 0.4 = 1000 \text{ 万円}$$

エ 貴法人から他法人へ出向している研究関係従業者は、「〔4〕研究関係従業者数」では記入の対象になりませんが、当該者に対して直接支給した給与等があれば、出向先において研究関係業務に従事した割合であん分した上で記入してください。

### ②原材料費 (消費税を含めて記入してください。)

ア 研究に必要な試作品費、消耗器材費、実験用小動物の購入費、えさ代などの費用です。

イ 外部に製作を委託した試作品、実験用模型などの費用も含めてください。

ウ 印刷費、図書費(③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。)については「その他の経費」としてください。

### ③有形固定資産の購入費 (消費税を含めて記入してください。)

有形固定資産の購入費を「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」に分けて記入し、その合計を「有形固定資産の購入費」(符号091)に記入してください。

※ 「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」の説明は次ページにあります。

### ④リース料 (消費税を含めて記入してください。)

リース契約(ファイナンスリース含む。)に基づいて支払った金額を記入してください。

※ リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

### ⑤その他の経費 (消費税を含めて記入してください。)

ア 固定資産とならない少額の装置・備品等の購入費用はここに記入してください。

イ 外部に委託した試験・計測・検査などの費用もここに含めます。

ウ 賃借料、光熱水道費、通信費、火災保険料などの経費は、研究部門の経費とみなされる分を、人数などによりあん分して記入してください。

エ 研究のための有形固定資産にかかる固定資産税や研究のために要した旅費、印刷費、図書費(③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。)などもここに含めます。

オ 運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の費用はここに含めます。

※ 研究が行われている限り、この欄が「0」となることは通常ありません。記入漏れに注意してください。

## 「③有形固定資産の購入費」の内訳について

### ③-1 土地・建物など

- ア 不動産取得の際にかかる手数料，税も含まれます。
- イ 船舶や航空機も含まれます。
- ウ 新規取得のほか，修繕や増築，改造の費用も記入してください。
- エ 会計上の修繕引当金は（実際に支出した費用ではないので）記入しないでください。
- オ 研究以外の業務との共用施設の場合，床面積などを基準にして，研究部門の経費分をあん分して記入してください。

（例）1億円の建物を建築し，そのうち約5分の1の面積を研究部門が使用している場合は，2000万円と記入してください。

### ③-2 機械・器具・装置など

- ア 有形固定資産として計上される耐用年数が1年以上で，かつ取得金額が10万円以上の装置，備品等（この条件に当てはまる限り図書も含まれます。）の購入費を記入してください。
  - イ 減価償却費ではなく，実際の購入価額を記入してください。消費税も含まれます。
  - ウ 不動産と同様に，研究以外の業務と共用の物品については，おおよその使用割合によりあん分して記入してください。
- ※機械・器具・装置の修繕費や移設費，ソフトウェアは「その他の経費」に含めてください。

### ③-3 その他の有形固定資産

- ア 建設仮勘定や，固定資産として扱われる動植物（牛・馬や果樹など「果実」を生産するもの）の購入費を記入してください。
- イ 建設仮勘定は，建築完了時に「土地・建物など」，「機械・器具・装置など」の項目と精算されるように記入します。

（例）前期までに建設仮勘定として7000万円を計上済みで，今期に1億円の建物と5000万円の装置が完成した。

(単位：万円)	
有形固定資産の購入費	8000
土地・建物など	10000
機械・器具・装置など	5000
その他の有形固定資産	-7000

  

完成総額を記入	
○完成総額（建物）	10000万円
○完成総額（装置）	5000万円
○前期までの建設仮勘定	
(前々期分)	3000万円
(前期分)	4000万円
合計	7000万円

前期までの建設仮勘定合計をマイナスで記入

## ⑥有形固定資産の減価償却費

- (ア) 研究のために使用された有形固定資産に対する減価償却費を記入してください。
- (イ) 「④リース料」に記入したファイナンスリースのうち，損益計算書に減価償却費を計上したもののについては，その減価償却費も記入してください。
- (ウ) この減価償却費の額は，「総額」(符号088)には含めません。

## ソフトウェア開発について

### (1) 研究の範囲について

いわゆるソフトウェアの開発は、自社利用目的、市場販売目的及び受注開発を問わず、「科学・技術の発展に寄与する可能性のあるもの」が「研究」に含まれます。

ア 自社利用目的及び市場販売目的のソフトウェア開発については、企業会計上「研究開発」とされる範囲が該当します。

イ 受注によるソフトウェア開発については、新たなソフトウェアの開発や既存ソフトウェアの著しい改良・機能強化などは、「研究」に含めますが、定型的な開発などについては「研究」に含めません。下記の例を参考としてください。

なお、ここでいうソフトウェアは、コンピュータソフトウェアをいい、コンピュータプログラムは含みますが、デジタルコンテンツなどは含みません。

#### (例) 「研究」に含めないもの

- ・大幅な変更を伴わない、既存パッケージソフトウェアや既存ソフトウェアのユーザ仕様への適用
- ・大幅な修正を伴わない、異なる環境（OS、ハードウェア、言語）への既存ソフトウェアの適応
- ・既存システムの欠陥の発見と除去
- ・システム運用管理
- ・ユーザドキュメントの作成
- ・ユーザサポート
- ・ソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの製作（データベースのデータなど）

### (2) 「〔4〕研究関係従事者数」の記入について

上記の「研究」の範囲に含まれる業務に従事するものが、研究関係従事者となりますが、「研究者」等の内訳については、以下の例に従って記入してください。

#### (例)

- |   |              |
|---|--------------|
| ・システム全体又は一部について設計する立場の者                                   | 研究者          |
| ・プログラムの設計も、コーディングも自ら行う者                                   | 研究者          |
| ・与えられた詳細設計書に従い、コーディングを行う者                                 | 研究補助者        |
| ・研究用ハードウェアの作成や、配線工事を行う者                                   | 技能者          |
| ・ソフトウェアの製作に必要なデータの <input type="text" value="入力のみ"/> を行う者 | 研究事務その他の関係者  |
| ・コンサルティング、受発注窓口の担当者                                       | 研究以外（記入しない。） |
| ・ユーザ用マニュアル類の作成の <input type="text" value="み"/> 行う者        | 研究以外（記入しない。） |

ア 「研究補助者」と「技能者」の違いは、その業務が直接、研究開発の内容に関与しているか否かです。

イ 「技能者」と「研究事務その他の関係者」の違いは、その業務を遂行するに当たって専門的な知識・技能を必要とするか否かです。

### (3) ソフトウェア開発の委託について

外部へ委託した費用は、「〔8〕社内で使用した研究費」から除き、企業Aは「〔13〕社外へ支出した研究費」、企業Bは「〔11〕社外へ支出した研究費」に含めて記入してください。

## 調査票第5面

### 〔9〕理学，工学，農学，保健の性格別研究費

- (1) 総額（符号 098）には、自然科学の研究のみを行っている場合は「〔8〕社内で使用した研究費」の「総額」（符号 088）をそのまま転記し，その額を，「基礎研究費」・「応用研究費」・「開発研究費」に区分して記入してください。
- なお，人文・社会科学の研究を行っている場合は，その分の研究費を除いて記入してください。
- (2) 基礎研究費・応用研究費・開発研究費の区分については，調査票にある定義に従い記入してください。

総 額 (097～099の計)	098 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 * * * * * 70000
基礎研究費 ①	099 * * * * * 12000
応用研究費 ②	100 * * * * * 21000
開発研究費 ③	101 * * * * * 37000

【記入例】〔8〕社内で使用した研究費7億1000万円のうち，自然科学の分野に使用した研究費が7億円で，そのうち基礎研究に1億2000万円，応用研究に2億1000万円，開発研究に3億7000万円使用した場合。人文・社会科学の分野に使用した研究費はここには記入しません。

### (参考)

- ①基礎研究…… 自然界に存在する科学的な事実（理論，法則，物質，属性，性質，現象など）を発見・立証する研究です。その研究成果は「もとから存在するもの」なので，通常は研究成果の排他的な利用権を主張することはできません。（研究成果を他者に公開することは拒否できても，他者が自らそれを発見し，利用することを妨げることはできません。）そのため，基礎研究の成果は一般に学術論文の形で発表されます。
- ②応用研究…… 知られている科学的な事実（この場合は経験則を含む。）を，目的とする用途の役に立つかどうか調べる研究，あるいは既に何かに利用されているものを，別の用途に役立てられないか調べる研究です。「役立つように工夫する」ことも応用研究です。「科学的事実の利用方法」についての研究なので，その成果には一般に排他的な利用権（特許など）が認められます。
- ③開発研究…… 目的の用途に利用できることが確認できた科学的な事実を，実社会で実際に利用可能な形（装置や材料・薬品など）にする研究です。実社会で利用するために，社会的規制の必要から行われる研究（品質，安全性や経済性の確保など）も含まれます。

(例)

(例1) 電気関係

- 基礎研究 材料結晶の未知の電子構造を明らかにする研究
- 応用研究 センサーとして要求される属性（感度，応答速度など）を得るための，各種の条件下（温度，組成，結晶構造など）における電磁波吸収特性の試験研究
- 開発研究 新しい材料を利用した装置の開発

(例2) 医薬品関係

- 基礎研究 新しい化合物を創製してその構造・物性を解明し，生物に対する効果の探索を行う（スクリーニング）研究
- 応用研究 製品化の候補となる物質について，副作用の検討と初期の臨床試験を行い，医薬品としての適応性を確かめる研究
- 開発研究 工業的製造法の開発と，申請用臨床試験の実施

(例3) ソフトウェア関係

- 基礎研究 声紋に関する物理学的研究，人の音声に最適な量子化（アナログ／デジタル変換）方法の研究，データ化された音声の数値解析に関する研究
- 応用研究 実用可能な音声認識アルゴリズムの開発，音声認識処理に最適化されたOSの開発（音声認識という「情報処理」を，ソフトウェアとして役立つようにするための研究開発）
- 開発研究 音声認識処理プログラム，及びそれを組み込んだアプリケーションの開発

# 調査票第6面

※企業B調査票の〔10〕,〔11〕の説明は、30ページ以降にあります。

## 〔10〕製品・サービス分野別研究費 [企業A調査票のみ]

総額(符号102)には、「〔8〕社内で使用した研究費」の「総額」(符号088)をそのまま転記して記入してください。

### 〔10〕製品・サービス分野別研究費を記入してください

○「製品・サービス分野別研究費」では、「〔8〕社内で使用した研究費」の「総額」を製品・サービス分野別に分類し記入してください。  
 なお、製品・サービス分野別に区分できない場合には、研究者数も考慮するなどして、あらかじめ金額を算出し記入してください。

総額 (101~134の計)	102	千	百	十	億	千	万	十	万	円
	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0
農林・水産品	103									
鉱業	104									
建築・土木	105									
食料品	106									
繊維	107									
パルプ・紙	108									
出版・印刷	109									
化学肥料・無機・有機化学工業製品	110									
化学繊維	111									
油脂・塗料	112									
医薬品	113									
その他の化学工業製品	114									
石油・石炭	115									
ゴム製品	116									
窯業・土石	117									
鉄鋼	118									
非鉄金属	119									
金属製品	120									
一般機械器具	121									9
家庭電気製品	122									8
電気機械器具(120を除く)	123									5
情報通信機械器具・電子部品	124									4
自動車	125									9
航空機	126									4
鉄道車両	127									1
その他の輸送用機械	128									6
精密工業製品	129									9
その他の工業製品	130									4
電気・ガス	131									
ソフトウェア・情報通信	132									1
その他製品・サービス(不明)	133									1
	134									6
	135									9
	136									4

ア 総額(符号102)には「〔8〕社内で使用した研究費」の総額(符号088)を記入し、その内訳を、実際に行っている研究内容に該当する製品・サービス分野に分類して記入してください。

ウ 分野が不明なものは、製品・サービスを記入の上、該当する額を記入してください。

イ 製品・サービス分野については右ページの「製品・サービス分野別分類表」を参考にしてください。

製品・サービス分野別分類表

符号	業種・製品・サービス分野の名称	当該業種又は製品・サービス分野に属する主要業種又は製品・サービス名
103	農林・水産品	農林・水産関係
104	鉱業	金属, 非金属鉱物, 原油, 天然ガス
105	建築・土木	建築・土木関係 (建築・土木機械器具を除く。)
106	食料品	飲料・調味料, 缶詰, 保存食品, 飼料, その他の加工食料品
107	繊維	糸, 織物, 繊維製品, 染色整理, 衣服
108	パルプ・紙	パルプ, 紙, 加工紙, 紙製品, 紙製容器
109	出版・印刷	新聞, 出版物, 印刷物 (製本, 加工, その他のサービスを含む。)
110	化学肥料, 無機・有機化学工業製品	化学肥料, 無機化学工業製品, 有機化学工業製品 (合成樹脂, 可塑性及び石油化学製品を含む。プラスチック製品は 130 「その他の工業製品」。)
111	化学繊維	レーヨン, アセテート, 合成繊維
112	油脂・塗料	動・植物油脂, 塗料, 合成洗剤, 界面活性剤, 印刷インキ, その他の油脂製品 (脂肪酸, 硬化油, グリセリン, 石けん, 洗浄剤, みがき用剤, ろうそくを含む。)
113	医薬品	医薬品, 殺虫剤 (農薬を除く。), 血液製剤
114	その他の化学工業製品	火薬品, 農薬, 香料, 化粧品, ゼラチン, 接着剤, 写真感光材料, 天然樹脂製品, 木材化学製品及び他に分類されない化学工業製品 (プラスチック製品は 130 「その他の工業製品」)
115	石油・石炭	石油精製品, 潤滑油, グリース, 廃油再生品, 舗装材料, 石炭
116	ゴム製品	タイヤ, チューブ, ゴム履物, 再生ゴム・くずゴム製品, タイヤ再生品, 工業用ゴムベルト, ゴムホース, 工業用ゴム製品
117	窯業・土石	ガラス, セメント, 陶磁器, 耐火物, 炭素, 黒鉛, 研磨材, 骨材, 石工品, その他の窯業土石製品
118	鉄鋼	銑鉄, 普通鋼, 特殊鋼, 表面処理製品, 鋳物, 鋼工物, 鍛造品
119	非鉄金属	非鉄金属製錬・精錬品, 非鉄金属圧延・伸線, 非鉄金属合金品, 非鉄金属鋳物, 非鉄金属ダイカスト, 非鉄金属鍛造品, 電線, ケーブル, 核燃料
120	金属製品	ブリキかん, その他のめっき板製品, 洋食器, 刃物, 手道具, 一般金物, 暖房装置・配管工用附属品, 構築用金属製品, 金属打抜・被覆・彫刻・その他の金属表面処理品, 粉末冶金製品, 線材製品, ボルト, ナット, リベット, ねじ, その他の金属製品 (家具, 装備品, 装身具は 130 「その他の工業製品」, 金属用金型・非金属用金型は 121 「一般機械器具」)

(次ページに続きます。)

符号	業種・製品・サービス分野の名称	当該業種又は製品・サービス分野に属する主要業種又は製品・サービス名
121	一般機械器具	ボイラー, 原動機 (自動車用エンジンは 125「自動車」, 航空機用エンジンは 126「航空機」), 農業用機械, 建設機械, 鉱山機械, 金属加工機械 (機械工具を含む。超硬チップは 120「金属製品」), 繊維機械, 一般・特殊産業用機械 (ポンプ, 圧縮機, 送風機, エレベーター, 荷役運搬設備, 動力伝導装置, 工業窯炉, 破碎機, ませ機, 選別機械, 化学機械, 食料品加工機械, 製材・木工機械, バルブ装置, 製紙機械, 印刷・製本・紙工機械, 鋳造装置を含む。), 事務用・サービス用・家庭機械器具 (計算機, 金銭登録機, タイプライター, ミシン, 冷凍機, 温湿度調整装置を含む。複合機については複写, プリンタ機能を重点に開発されているもの。) その他の機械及び機械部品 (消火器具・装置, 弁, パイプ加工品, ベアリング, ピストンリングを含む。), 金属用金型・非金属用金型
122	家庭電気製品	電気アイロン, 電子レンジ, ヘアードライヤー, 扇風機, 電気冷蔵庫, 電気掃除機, 電気洗濯機, エアコン, ミキサー, ジューサー, 電気かみそり, その他の家庭用電気機器
123	電気機械機器 (122を除く。)	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具 (配線器具, 電気照明器具, 電気溶接装置, 内燃機関電装品を含む。), 電球, 電池, その他の電気機械器具 (電力・電機用蓄電器, 電気窯炉, 電熱装置, 電気半田ごて, 電磁石, 車両・船舶用電気装置, 整流器を含む。), 電子応用装置, 同関連機器・部品, 電気計測器 (放射線計測器を含む。)
124	情報通信機械器具 ・電子部品	通信機械器具 (交通信号保安装置を含む。), 同関連機器・部品, 電子計算機・同附属装置・部品, 電子管, 半導体素子, テレビ受信機, ラジオ受信機, テープレコーダー, 複合機 (ファクシミリ, スキャナ等の通信機能を重点に開発されているもの)
125	自動車	自動車 (自動三輪車, 自動二輪車を含む。), 自動車部品 (自動車用エンジンを含む。ただし, バンパーやダッシュボード等の自動車プラスチック製品については, 130「その他工業製品」となるので注意。)
126	航空機	航空機, 同附属品 (航空機用エンジン, 航空機用プロペラを含む。), 補助装置
127	鉄道車両	鉄道車両
128	その他の輸送用機械	船舶 (船用エンジンは 121「一般機械器具」), 自転車, リヤカー, 産業用運搬車両 (建設用, 農業用, 運搬用トラクターは 121「一般機械器具」)
129	精密工業製品	計測器, 測定器 (電気計測器, 放射線計測器は 123「電気機械機器」), 分析機器, 試験機, 測量機械器具, 医療機械器具, 理化学機械器具, 光学機械器具, レンズ, 眼鏡, 時計
130	その他の工業製品	製材, 造作材, 合板, 建築用組立材料, 木製容器, 木製履物, 木製家具, 金属製家具, 建具, 漆器, 宗教用具, 竹・とう製家具, 革, 革製品, 貴金属製品, 楽器, 音盤, がん具, スポーツ用具, 体育用具, 筆記具, その他の事務用品, 装身具, 装飾品, かばん, 袋物, わら製品, ボタン, マッチ, 煙火, 傘, プラスチック製品, コークス, 練炭, 豆炭その他の製品
131	電気・ガス	電力, ガス
132	ソフトウェア・情報通信	プログラム作成, 計算サービス
133 ～135	その他 (製品・サービス名明記)	103～132 に分類されないもの

## 調査票第6面

※企業B調査票の〔10〕,〔11〕の説明は、30ページ以降にあります。

### 〔11〕 特定目的別研究費 【企業A調査票のみ】

「〔8〕社内で使用した研究費」の総額のうち、政府が最優先に取り組むべき課題である「震災からの復興、再生の実現」,「グリーンイノベーションの推進」及び「ライフイノベーションの推進」3分野と、「ライフサイエンス分野」,「情報通信分野」,「環境分野」,「物質・材料分野」,「ナノテクノロジー分野」,「エネルギー分野」,「宇宙開発分野」,「海洋開発分野」の8分野の各研究に該当する金額を記入してください。（下記の記入例を参照してください。）

研究がどの分野に該当するかについては、次ページの内容例示を参照してください。

また、研究内容が表中の複数の分野にまたがる研究がある場合は、その金額を各分野にそれぞれ記入してください。この場合、複数の分野に金額が重複していても構いません。

3分野もしくは8分野の研究費の合計額が「〔8〕社内で使用した研究費」の総額を超えていても構いません。ただし、個々の分野の金額は、「〔8〕社内で使用した研究費」の総額を超えることはありません。

※ 人件費に相当する額の記入が漏れやすいので、注意してください。

#### 【記入例】

〔8〕社内で使用した研究費の総額7億1000万円の場合、3分野では、7億1000万円のうち、3億6000万円が「グリーンイノベーションの推進」に関係している研究です。また、8分野では、7億1000万円のうち、すべて「情報通信分野」の研究であるが、そのうち3億円は「環境分野」に、6000万円は「ナノテクノロジー分野」に、3億5000万円は「エネルギー分野」にも関係している研究です。

震災からの復興、 再生の実現	137	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円											
グリーンイノベ ーションの推進	138					3	6	0	0	0										
ライフサイエ ンス分野	140																			
情報通信分野	141					7	1	0	0	0										
環境分野	142					3	0	0	0	0										
物質・材料分野	143																			
ライフイノベ ーションの推進	139																			
ナノテクノロ ジー分野	144									6	0	0	0							
エネルギー分野	145					3	5	0	0	0										
宇宙開発分野	146																			
海洋開発分野	147																			

【各分野の内容例示】

◎政府が最優先に取り組むべき3分野

<p>震災からの復興、再生の実現</p>	<p>被災地の産業の復興、再生</p> <p>例)・汚染された土壌や水質等の改善改良、海洋生態系の回復、生産性の向上、農林水産物の安全性の向上等に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端材料、部材等の拠点の再構築に向けて、その高品質化、生産設備、機器等の再生と高度化、安定的な供給体制の構築に資する研究</li> </ul> <p>社会インフラの復旧、再生</p> <p>例)・家屋やビル、公園等の修繕や修復、港湾、空港、鉄道、橋梁、道路等の交通インフラ、さらに電気、ガス、上下水道、情報通信等の生活インフラの復旧、再生とその機能性、利便性、安全性の向上等に資する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の防災機能の強化、民間も含めたネットワークの強化に向けた研究</li> </ul> <p>被災地における安全な生活の実現</p> <p>例)・地震、津波等の調査観測等を充実、強化するための研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害防止のための、被災地における防災、減災対策に関する研究</li> <li>・被災地の人々の健康不安を解消し、精神的な安定を確保するための、心理学や精神医学等に基づく研究</li> </ul>
<p>グリーンイノベーションの推進</p>	<p>安定的なエネルギー供給と低炭素化の実現</p> <p>例)・太陽光発電、バイオマス利用、風力発電、小水力発電、地熱発電、潮力・波力発電等の再生可能エネルギー技術の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池や蓄電池等のエネルギーの創出、蓄積システム、製造・輸送・貯蔵にわたる水素供給システム、超電導送電などの分散エネルギーシステムの研究</li> <li>・基幹エネルギーと分散エネルギーの両供給システム及びエネルギー需要システムを総合的に最適制御するスマートグリッド等のエネルギーマネジメントに関する研究及び自律分散エネルギーシステムの研究</li> <li>・火力発電の高効率化、高効率石油精製のほか、石炭ガス化複合発電等と二酸化炭素の回収及び貯留を組み合わせたゼロエミッション火力発電の実現などの基幹エネルギー供給源の効率化と低炭素化の研究</li> <li>・原子力に係る安全及び防災、放射線モニタリング、放射性廃棄物や汚染水の除染や処理、処分等に関する研究</li> </ul>

<p>グリーンイノベーションの推進 (続き)</p>	<p>エネルギー利用の高効率化及びスマート化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例)・製造部門における化石資源の一層の効率的利用を図るため、製鉄等における革新的な製造プロセスや、ここで用いられる材料の高機能化、グリーンサステイナブルケミストリー、バイオファイナリー、革新的触媒技術に関する研究</li> <li>・住宅及び建築物の高断熱化、高効率家電及び照明、高効率給湯器(コジェネレーション、次世代型ヒートポンプシステム)、定置用燃料電池、パワー半導体、ナノカーボン材料などの技術に関する研究</li> <li>・次世代自動車に用いられる蓄電池、燃料電池、パワーエレクトロニクスによる電力制御等のエネルギー利用の革新を目指した研究</li> <li>・高効率輸送機器(次世代自動車、鉄道、船舶、航空機)やモーターシフト等の物流効率化に関する研究</li> <li>・次世代の情報通信ネットワークに関する研究、情報通信機器やシステム構成機器の省エネルギー化、ネットワークシステム全体の最適制御に関する技術の研究</li> </ul> <p>社会インフラのグリーン化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例)・環境先進都市構築に向けて、高効率な交通及び輸送システムの構築に向けた研究</li> <li>・これまで人が通信主体であったネットワークに生活の中の全て電力で作動する人工物が通信主体として接続し、電力、ガス、水道、交通等の社会インフラと一体となった巨大ネットワークシステムに関する研究</li> <li>・高度水処理技術を含む総合水資源管理システムの構築に向けた研究</li> <li>・地球観測、予測、統合解析に関する技術の研究</li> <li>・気候変動や大規模自然災害に対応した都市や地域の形成、自然環境や生物多様性の保全、自然災害の軽減、持続可能な循環型食料生産の実現等の研究</li> </ul>
<p>ライフイノベーションの推進</p>	<p>革新的な予防法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例)・社会的影響の大きい感染症や自然災害発生時に急速に影響が拡大する感染症等を対象とした予防効果の高いワクチンの研究開発</li> <li>・認知症等の発病防止や早期診断、進行の遅延技術等の研究</li> </ul> <p>新しい早期診断法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例)・早期診断に資する微量物質の同定技術等の新たな検出法と検出機器や新たなマーカーの探索や同定など、精度の高い早期診断技術の研究</li> <li>・より小型で侵襲が少ない高性能の内視鏡等の肉眼視技術・機器や3次元映像法などの早期診断に資する新たなイメージング技術の研究</li> </ul>

<p>ライフイノベーションの推進 (続き)</p>	<p>安全で有効性の高い治療の実現</p> <p>例) ・核酸医薬、ドラッグデリバリーシステム等の革新的な治療方法の確立を目指した研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾患の層別化、階層化等に基づく創薬を推進し、国民の遺伝背景に基づいた副作用の少ない医薬品の投与方法の研究</li> <li>・放射線治療機器、ロボット手術器等の新しい医療機器の研究、内視鏡と治療薬の融合など診断と治療を融合させる薬剤や機器の研究、遠隔診断、遠隔治療技術とそれを支援する画像情報処理技術の研究</li> <li>・iPS 細胞、ES 細胞、体性幹細胞等の体内及び体外での細胞増殖・分化技術の研究、その標準化と利用技術、安全性評価技術に関する研究</li> </ul> <p>高齢者、障害者、患者の生活の質の向上</p> <p>例) ・生活支援ロボットやブレインマシンインターフェース機器等の高齢者や障害者の身体機能を代償する技術、自立支援や生活支援を行う技術、高度なコミュニケーション支援に関する技術の研究、さらには介護者を支援する技術に関して、安全評価手法の確立も含めた研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん患者や高齢者の終末期における精神的、肉体的苦痛を取り除く緩和医療の研究</li> </ul>
-------------------------------	--

◎ 8 分野

<p>ライフサイエンス 分野</p>	<p>生命現象・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえています。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。</p>
<p>情報通信分野</p>	<p>集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、データ通信技術やソフトウェア（OS 等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。）に関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。</p>
<p>環境分野</p>	<p>自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度（ゴミの回収等）など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。</p>
<p>物質・材料分野</p>	<p>情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。</p>
<p>ナノテクノロジー 分野</p>	<p>ナノ（10 億分の1）メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質物性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。</p>
<p>エネルギー分野</p>	<p>化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究（特殊な材料など周辺技術も含まれます。）と、エネルギー消費の効率化（いわゆる省エネ）に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。</p>
<p>宇宙開発分野</p>	<p>衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関係する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含まれません。</p>
<p>海洋開発分野</p>	<p>魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を幅広く含めています。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。</p>

## 調査票第7面

### 〔12〕 社外から受け入れた研究費（企業B調査票では6面「〔10〕 社外から受け入れた研究費」）

ア 左側の「受入額」の欄には、社外から受け入れた研究費を、32～33ページの「組織分類表」によって分類して記入してください。

総 額 〔149～160の計〕 〔162～173の計〕		受 入 額					うち社内で使用した研究費										
		148	千 億	百 億	十 億	億 千 万	百 万	十 万	万 円	161	千 億	百 億	十 億	億 千 万	百 万	十 万	万 円
公 的 機 関	国・地方公共団体	国	149							162							
		地方公共団体	150							163							
		国・公立大学	151					2500		164					2500		
		国・公営の研究機関	152							165							
		そ の 他	153							166							
	特殊 独立 法人 行政 法人	研 究 所 等	154							167							
		公 庫 等	155							168							
		そ の 他	156					2500		169					2500		
	会 社	157					450		170					350			
	私 立 大 学	158							171								
非 営 利 団 体	159							172									
外 国	160					150		173									

イ 右側の「うち社内で使用した研究費」の欄には、左側の額のうち、平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に内部で使用した分（「〔8〕 社内で使用した研究費」に含まれている額）を記入してください。

研究の再委託、来期への繰り越しを行っていない場合は、「受入額」が「うち社内で使用した研究費」と同じ額になります。

※ 技術研究組合の研究課題を、その組合員企業が引き受けた場合、その研究費用を費用弁償分として組合から受け取っていても、記入しないでください。

(1) 研究を行うことを目的として受け入れた資金を記入します。ただし、試作品の受注生産や試験・検査などを外部から受託した場合の代金は「受け入れた研究費」には含めません。

なお、試作品、試験・検査などを委託した場合は、その委託費を「〔8〕社内で使用した研究費」（原材料費、その他の経費）に記入します。

(2) 借入金など、いずれ返済される資金は、研究目的で使用したとしても「受け入れた研究費」には含めません。

(3) 平成 23 年 3 月 31 日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に受け取り、未使用のまま繰り越した資金については記入しません。

なお、この資金を会計年度を区別せずに管理しているため、「うち社内で使用した研究費」がどの年度の分を使用したのか判別できない場合は、平成 24 年 3 月 31 日又はこの直近の決算日からさかのぼる 1 年間に受け入れた分を使用したものとみなします。

## 調査票第8面

### 〔13〕 社外へ支出した研究費（企業B調査票では7面「〔11〕 社外へ支出した研究費」）

(1) 外部の企業、非営利団体・公的機関、大学等へ研究を行わせることを目的として支出した費用を記入してください。

試作品の製作や試験・検査などを外部委託した場合、その費用は「社外へ支出した研究費」ではなく、「〔8〕社内で使用した研究費」（原材料費、その他の経費）に記入してください。

(2) 支出先の分類については 32～33 ページ「組織分類表」に従って記入してください。

技術研究組合へ支出した賦課金は、「非営利団体」に記入してください。

組 織 分 類 表

区 分		区 分 の 説 明																																																					
国・地方公共団体	①国	③, ④のいずれにも該当しない国の組織																																																					
	②地方公共団体	③, ④, ⑤のいずれにも該当しない地方公共団体の組織																																																					
	③国・公立大学	国公立の大学(大学院研究科, 大学附属病院, 附属研究施設を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 大学共同利用機関及び独立行政法人国立高等専門学校機構																																																					
	④国・公営の研究機関	国立・公立の研究所, 研究センター, 病院附属研究所, 試験場, 検査場, 教育センター, 科学センター, 技術センター, 環境センター, 森林センター, 海洋センターなど																																																					
	⑤その他	上水道・簡易水道・工業用水道事業, 交通事業, 電気事業, ガス事業, 下水道事業, 病院事業(病院附属研究所を除く。), 市場事業, と畜事業, 観光施設事業, 駐車場事業などの公営事業																																																					
公的機関(次ページへ続く) 特殊法人・独立行政法人(次ページへ続く)	⑥研究所等	<p><b>○独立行政法人</b></p> <table border="0"> <tr> <td>医薬基盤研究所</td> <td>国立美術館</td> <td>物質・材料研究機構</td> </tr> <tr> <td>宇宙航空研究開発機構</td> <td>国立文化財機構</td> <td>防災科学技術研究所</td> </tr> <tr> <td>海上技術安全研究所</td> <td>酒類総合研究所</td> <td>放射線医学総合研究所</td> </tr> <tr> <td>沖縄科学技術研究基盤整備機構</td> <td>産業技術総合研究所</td> <td>放射線医学総合研究所</td> </tr> <tr> <td>海洋研究開発機構</td> <td>情報通信研究機構</td> <td>理化学研究所</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興機構</td> <td>新エネルギー</td> <td>労働安全衛生総合研究所</td> </tr> <tr> <td>経済産業研究所</td> <td>・産業技術総合開発機構</td> <td>労働政策研究・研修機構</td> </tr> <tr> <td>建築研究所</td> <td>森林総合研究所</td> <td>国立がん研究センター</td> </tr> <tr> <td>交通安全環境研究所</td> <td>水産総合研究センター</td> <td>国立国際医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>港湾空港技術研究所</td> <td>水産大学校</td> <td>国立循環器病研究センター</td> </tr> <tr> <td>国際農林水産業研究センター</td> <td>電子航法研究所</td> <td>国立成育医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>国民生活センター</td> <td>土木研究所</td> <td>国立精神・神経医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>国立科学博物館</td> <td>日本学術振興会</td> <td>国立長寿医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>国立環境研究所</td> <td>日本原子力研究開発機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立健康・栄養研究所</td> <td>農業環境技術研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立女性教育会館</td> <td>農業・食品産業技術総合研究機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立特別支援教育総合研究所</td> <td>農業生物資源研究所</td> <td></td> </tr> </table>			医薬基盤研究所	国立美術館	物質・材料研究機構	宇宙航空研究開発機構	国立文化財機構	防災科学技術研究所	海上技術安全研究所	酒類総合研究所	放射線医学総合研究所	沖縄科学技術研究基盤整備機構	産業技術総合研究所	放射線医学総合研究所	海洋研究開発機構	情報通信研究機構	理化学研究所	科学技術振興機構	新エネルギー	労働安全衛生総合研究所	経済産業研究所	・産業技術総合開発機構	労働政策研究・研修機構	建築研究所	森林総合研究所	国立がん研究センター	交通安全環境研究所	水産総合研究センター	国立国際医療研究センター	港湾空港技術研究所	水産大学校	国立循環器病研究センター	国際農林水産業研究センター	電子航法研究所	国立成育医療研究センター	国民生活センター	土木研究所	国立精神・神経医療研究センター	国立科学博物館	日本学術振興会	国立長寿医療研究センター	国立環境研究所	日本原子力研究開発機構		国立健康・栄養研究所	農業環境技術研究所		国立女性教育会館	農業・食品産業技術総合研究機構		国立特別支援教育総合研究所	農業生物資源研究所	
	医薬基盤研究所	国立美術館	物質・材料研究機構																																																				
宇宙航空研究開発機構	国立文化財機構	防災科学技術研究所																																																					
海上技術安全研究所	酒類総合研究所	放射線医学総合研究所																																																					
沖縄科学技術研究基盤整備機構	産業技術総合研究所	放射線医学総合研究所																																																					
海洋研究開発機構	情報通信研究機構	理化学研究所																																																					
科学技術振興機構	新エネルギー	労働安全衛生総合研究所																																																					
経済産業研究所	・産業技術総合開発機構	労働政策研究・研修機構																																																					
建築研究所	森林総合研究所	国立がん研究センター																																																					
交通安全環境研究所	水産総合研究センター	国立国際医療研究センター																																																					
港湾空港技術研究所	水産大学校	国立循環器病研究センター																																																					
国際農林水産業研究センター	電子航法研究所	国立成育医療研究センター																																																					
国民生活センター	土木研究所	国立精神・神経医療研究センター																																																					
国立科学博物館	日本学術振興会	国立長寿医療研究センター																																																					
国立環境研究所	日本原子力研究開発機構																																																						
国立健康・栄養研究所	農業環境技術研究所																																																						
国立女性教育会館	農業・食品産業技術総合研究機構																																																						
国立特別支援教育総合研究所	農業生物資源研究所																																																						
⑦公庫等	<p>(産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されている法人(⑥研究所等を除く。))</p> <p><b>○独立行政法人</b></p> <table border="0"> <tr> <td>奄美群島振興開発基金</td> <td>中小企業基盤整備機構</td> <td>農林漁業信用基金</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構</td> <td>都市再生機構</td> <td>水資源機構</td> </tr> <tr> <td>石油天然ガス・金属鉱物資源機構</td> <td>農畜産業振興機構</td> <td>労働者健康福祉機構</td> </tr> </table> <p><b>○特殊法人、認可法人等</b></p> <table border="0"> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>日本下水道事業団</td> <td>日本中央競馬会</td> </tr> <tr> <td>地方競馬全国協会</td> <td>日本公認会計士協会</td> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>日本赤十字社</td> <td></td> </tr> </table>			奄美群島振興開発基金	中小企業基盤整備機構	農林漁業信用基金	住宅金融支援機構	都市再生機構	水資源機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	農畜産業振興機構	労働者健康福祉機構	沖縄振興開発金融公庫	日本下水道事業団	日本中央競馬会	地方競馬全国協会	日本公認会計士協会	日本放送協会	日本銀行	日本赤十字社																																			
奄美群島振興開発基金	中小企業基盤整備機構	農林漁業信用基金																																																					
住宅金融支援機構	都市再生機構	水資源機構																																																					
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	農畜産業振興機構	労働者健康福祉機構																																																					
沖縄振興開発金融公庫	日本下水道事業団	日本中央競馬会																																																					
地方競馬全国協会	日本公認会計士協会	日本放送協会																																																					
日本銀行	日本赤十字社																																																						

区 分		区 分 の 説 明		
公的機関 (続き)	特殊法人・独立行政法人 (続き)	⑧その他	<p>(③「国・公立大学」「⑥研究所等」「⑦公庫等」「⑨会社」「⑩私立大学」に分類されないもの)</p> <p>○独立行政法人</p> <p>医薬品医療機器総合機構 海技教育機構 海上災害防止センター 家畜改良センター 環境再生保全機構 教員研修センター 勤労者退職金共済機構 空港周辺整備機構 原子力安全基盤機構 航海訓練所 工業所有権情報・研修館 航空大学校 高齢・障害者雇用支援機構 国際観光振興機構 国際協力機構 国際交流基金 国立印刷局</p> <p>国立公文書館 国立青少年教育振興機構 国立大学財務・経営センター 雇用・能力開発機構 国立病院機構 自動車検査独立行政法人 自動車事故対策機構 種苗管理センター 情報処理推進機構 製品評価技術基盤機構 造幣局 大学入試センター 大学評価・学位授与機構 駐留軍等労働者労務管理機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 統計センター 日本学生支援機構</p> <p>日本芸術文化振興会 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 日本高速道路保有・債務返済機構 日本スポーツ振興センター 日本万国博覧会記念機構 日本貿易振興機構 日本貿易保険 年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用独立行政法人 農業者年金基金 農林水産消費安全技術センター 福祉医療機構 平和祈念事業特別基金 北方領土問題対策協会 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 地方独立行政法人</p> <p>○特殊法人、認可法人等</p> <p>企業年金連合会 危険物保安技術協会 漁船保険中央会 銀行等保有株式取得機構 軽自動車検査協会 建設業労働災害防止協会 高圧ガス保安協会 鉱業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 国家公務員共済組合連合会 自動車安全運転センター 社会保険診療報酬支払基金 消防団員等公務災害補償等共済基金 石炭鉱業年金基金 全国漁業共済組合連合会 全国健康保険協会</p> <p>全国市町村職員共済組合連合会 全国社会保険労務士会連合会 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 全国農業会議所 全国農業協同組合中央会 地方議会議員共済会 地方公務員共済組合連合会 地方公務員災害補償基金 中央職業能力開発協会 中央労働災害防止協会 日本勤労者住宅協会 日本下水道事業団 日本公認会計士協会 日本小型船舶検査機構 日本行政書士会連合会</p> <p>日本司法支援センター 日本司法書士会連合会 日本商工会議所 日本消防検定協会 日本税理士会連合会 日本電気計器検定所 日本土地家屋調査士会連合会 日本年金機構 日本弁理士会 日本水先人会連合会 日本郵政共済組合 農水産業協同組合貯金保険機構 農林中央金庫 預金保険機構 労働災害防止団体</p>	
			⑨会社	株式会社(日本たばこ産業株式会社, 日本電信電話株式会社, 高速道路株式会社などの特殊法人である会社を含む。), 合名会社, 合資会社, 合同会社, 相互会社及び個人で経営する形態の企業
			⑩私立大学	私立の大学(大学院, 大学附属病院, 研究所を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 学校法人が設立する研究所, 放送大学
			⑪非営利団体	他の区分に含まれない法人, 団体, 個人 例: 財団法人, 社団法人, 特定非営利活動法人(NPO), 宗教法人, 医療法人, 社会福祉法人, 生活協同組合, 農業協同組合, 事業協同組合, 企業組合, 技術研究組合, 労働組合, 後援会, 同窓会
			⑫外国	外国の組織

## 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

### （報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 （略）

### 第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二・三 （略）